

# 小矢部市談合情報対応要領

## 第1 一般原則

### 1. 情報の確認

入札に付そうとする工事について入札談合に関する情報の提供があった場合には、当該情報の提供者の身元、氏名等を確認のうえ、直ちに公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）の事務局へ通報すること。この場合において、情報提供者が報道機関であるときは、報道活動に支障がない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請すること。

なお、新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合にも、委員会の事務局へ通報すること。

### 2. 報告

事務局は、1による通報を受けた場合は、情報の内容を談合情報報告書（別記様式第1）にまとめ、速やかに委員会の委員長（以下「委員長」という。）に提出すること。

なお、事務局において、新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合も、報道の内容を報告書にまとめ、委員長に提出すること。

### 3. 委員会の招集

委員長は、2により事務局から報告書の提出を受けた場合において必要と認めたときは、委員会を招集する。

### 4. 公正取引委員会及び警察への通報

委員会が通報に係る情報が調査に値すると判断したときは、事務局は、当該情報の概要を公正取引委員会及び警察に通報すること。

### 5. 報道機関等への対応

談合情報を把握した時以降において、報道機関等から発注者としての対応について説明を求められた場合は、事務局が対応すること。この場合において談合情報について公正取引委員会及び警察へ通報しているときは、その旨を明らかにすること。

## 第2 具体的な対応

入札談合に関する情報を得た場合は、原則として、次により対応すること。

## 1．入札執行前に談合情報を得た場合

### (1) 次に掲げる情報については、調査に値すると判断し、事情聴取等の必要な調査を行う。

ただし、調査に値しないと判断した場合であっても、入札の執行に際しては、入札執行後談合の事実が明らかとなった場合には入札を無効とする旨注意喚起する。

情報提供者が談合に直接関与した者又は談合の事実を知り得る立場の者であって、情報提供者の氏名及び連絡先、対象工事名並びに落札予定業者名（共同企業体の場合は、当該共同企業体名又は代表構成員名）が明らかである情報。

情報提供者が に掲げる者以外の者又は匿名である者であって、対象工事名並びに落札予定業者（共同企業体の場合は、当該共同企業体名又は代表構成員名）が明らかであり、かつ、次のいずれかの内容が含まれている情報。

ア．談合が行われた日、場所及び具体的な談合の方法

イ．設計金額に極めて近い落札予定金額を示していること。

ウ．その他談合に参加した当事者以外に知り得ない情報。

### (2) 事情聴取

事情聴取は、入札参加者全員に対し入札執行前に行うこと。この場合において入札執行前に十分な時間がないときは、発注の遅れによる影響等を考慮したうえで、入札開始時刻又は入札日を繰り下げて行うこと。

事情聴取を行った場合は、事情聴取書（別記様式第2）を作成し、その概要を公正取引委員会及び警察へ連絡すること。

### (3) 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取等により、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、入札心得第4条の規定により入札の執行を延期又は中止するとともに公正取引委員会及び警察へ通報すること。

### (4) 談合の事実があったと認められる証拠が得られない場合の対応

事情聴取等により、談合の事実があったと認められる証拠が得られない場合には、入札参加者全員から誓約書を提出させ、入札執行に際しては入札執行後談合の事実が明らかになった場合には、入札を無効にする旨注意喚起する。

に規定する入札の執行に先立ち、入札参加者全員に対し工事費

内訳書を提示させ、積算担当者が工事内訳書を入念にチェックすること。

ただし、工事費内訳書の提示を求めることとしていない入札である場合で、入札日に工事費内訳書を提示させる時間的余裕がないときは、発注の遅れによる影響、工事費内訳書のチェックの必要性等を考慮のうえ、工事費内訳書のチェックを行わず入札を執行し、又は工事費内訳書を提示させるため入札開始時刻又は入札日を繰り下げて執行すること。

工事費内訳書のチェックにより、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、( 3 ) により対応すること。

#### ( 5 ) 一般競争入札の場合の留意点

一般競争入札の場合は、入札参加資格があると認められた者を公表しておらず、また、入札参加資格があると認められた者であっても入札するか否かは明らかでないため、入札日において入札に参加するために入札会場に集まった者を対象として( 2 ) から( 4 ) までに準じて対応すること。

### 2 . 入札執行後に談合情報を得た場合

入札執行後に談合に関する情報を得た場合には、入札後においては入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額は既に関覧に供されていることに留意しつつ、次の手続きによる。

#### ( 1 ) 契約( 仮契約を含む。 ) 締結以前の場合

##### 委員会への報告

契約の締結を保留し、委員会に報告書を提出してその取扱いを審議する。

##### 調査に値しないと判断された場合

委員会の審議の結果、調査に値しないと判断された場合は落札者と契約する。

##### 公正取引委員会及び警察への通報

委員会の審議の結果、調査に値すると判断された場合は、当該情報の概要を公正取引委員会及び警察へ通報する。

##### 事情聴取

の場合は、入札参加者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。事情聴取を行った場合は、事情聴取書を作成し、その概要を公正取

引委員会及び警察へ連絡すること。

談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応  
事情聴取により、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、入札心得第5条第6号の規定により、入札が無効であったことを入札参加者全員に通知し、公正取引委員会及び警察へ通報すること。

談合の事実があったと認められる証拠を得られない場合の対応  
事情聴取等により、談合の事実があったと認められる証拠が得られない場合には、入札参加者全員から誓約書を提出させたうえ、落札者と契約を締結する。

## (2) 契約（仮契約を含む。）締結後の場合

### 委員会への報告

委員会に報告書を提出してその取扱いを審議する。

### 公正取引委員会及び警察への通報

委員会の審議の結果、調査に値すると判断された場合は、当該情報の概要を公正取引委員会及び警察へ通報する。

### 事情聴取

の場合は、入札参加者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。  
事情聴取を行った場合は、事情聴取書を作成し、その概要を公正取引委員会及び警察へ連絡すること。

### 談合の事実があったことが判明した場合の対応

受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反の審決又は刑法の談合罪で有罪の確定判決を受けるなど、談合の事実が判明した場合には、工事の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断すること。

この場合において、契約を解除したときはその旨を公正取引委員会及び警察へ通報すること。

## 第3 個別手続きの留意事項

### 1. 事情聴取

- (1) 委員長が指名した複数の職員により行うこと。
- (2) 入札参加者全員を集合させて、一者ずつ別室において行うこと。
- (3) 聴取内容については、別記様式第2を参考にすること。

### 2. 誓約書の提出等

( 1 ) 誓約書については、公正取引委員会又は警察へ提出する場合もあることを事情聴取の対象者に通知したうえ、別紙 1 を参考に自主的に提出させること。

( 2 ) 「入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨」の注意喚起をする場合は、次の注意事項を読み上げること。

本件入札について談合があったとの通報があったが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を遵守し、適正に入札をすること。

入札執行後談合の事実が明らかになった場合には、入札心得第 5 条の規定により入札は無効とする。

### 3 . 工事費内訳書のチェック

工事費内訳書の提示を受けるにあたっては、積算担当者が談合の形跡がないかをチェックした後入札を執行すること。

なお、事情聴取、工事費内訳書のチェック等を迅速に行う必要がある場合は、事情聴取と工事費内訳書のチェックを並行して実施することができること。

### 附 則

この要領は、平成13年 5 月 1 日から施行する。

# 談 合 情 報 報 告 書

|                 |                                                                          |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 情 報 を 受 け た 日 時 | 平成 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分                                                   |
| 工 事 名           |                                                                          |
| 入 札 ( 予 定 ) 日   | 平成 年 月 日 ( ) 時 分                                                         |
| 情 報 提 供 者       | 1 . 報道機関<br>2 . その他<br>3 . 役職<br>4 . 氏名<br>5 . 連絡先 ( 住 所 等 )<br>( 電話番号 ) |
| 情 報 手 段         | ・ 電話    ・ 書面    ・ 面接    ・ 報道                                             |
| 情 報 内 容         |                                                                          |
| 応 答 の 概 要       |                                                                          |
| 応答者所属・職・氏名      |                                                                          |
| 当該案件の問合せ先       | 小矢部市総務部財政課      0766-67-1760                                             |

- 1 情報が書面等の場合は、写しを添付のこと。
- 2 その他参考となる資料があれば添付のこと。

## 事 情 聴 取 書

工 事 名  
業 者 名  
事情聴取を受けた者  
事情聴取者職・氏名

日 時 平成 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分  
場 所

| 質 問                                                                                                                                                                         | 聴 取 内 容 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| ( 例 )<br>1 工事の入札に先立ち、すでに落札業者が決定している(た)との情報がありますが、そのような事実がありますか。<br><br>2 本件工事について、他社の人と何らかの打合せ、または話合いをしたことがありますか。<br><br>3 あったとすれば、どのような内容の打合せ、または話合いでしたか。<br><br>4 その他必要事項 |         |

別紙 1

# 誓 約 書

平成 年 月 日

小矢部市長 大 家 啓 一 殿

会 社 名  
代表者名  
担当者名

今般の○○○○○○○○○○工事の入札に関し、小矢部市の定める入札心得第3条の規定に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも同規定を遵守する事を誓約します。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会及び警察に送付されても異議はありません。

(参考) 入札心得第3条

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。